

京 都 市 建 築 審 査 会

平 成 2 6 年 度 第 6 回 会 議 議 事 録

1 開催日時

平成26年10月10日（金曜日） 午後1時30分から午後4時15分まで

2 場 所

ウィングス京都 2階 会議室1・2（公開口頭審査以外の議事事項）
2階 イベントホール（公開口頭審査）

3 出席者

【建築審査会委員】

高田会長，前田会長代理，関川委員，東委員，松本委員，南部委員，西嶋委員

【建築審査会事務局】

溝上建築指導部長，中山建築指導課長，平居道路担当課長，林建築審査課長，井上課長補佐，
奥山担当係長，加藤道路第一係長，小西道路第二係長，西坂係員

【参考人】

松苗係長（消防局予防部）

【傍聴者】

100名（議事事項(2)の公開口頭審査100名，議事事項(1)及び(3)0名）

4 議事概要

(1) 次回会議日程について

(2) 平成25年度第2号審査請求事件（左京区）に係る審議及び公開口頭審査

ア 審議

イ 公開口頭審査（※イについては公開）

ウ 審議

(3) 同意案件に関する審議

ア ノートルダム女学院中学高等学校エレベーター増築工事に係る高さ許可

イ 京都会館再整備に係る日影許可

5 公開・非公開の別

一部公開（公開・非公開の別は次のとおり）

・公 開：上記の議題（1），（2）の公開口頭審査及び（3）

・非公開：上記の議題（2）の審議

6 審議内容

(1) 次回会議日程について

次回の建築審査会会議を平成26年11月14日(金)の午後1時30分から開催することとした。

(2) 平成25年度第2号審査請求事件(左京区)に係る審議及び公開口頭審査

平成25年度第2号審査請求事件について、事務局から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

午後2時00分から午後2時50分まで公開口頭審査を行い、その後、再度審議を行った。

(3) 同意案件に関する審議

[ア ノートルダム女学院中学高等学校エレベーター増築工事に係る高さ許可]

ア 議案の概要

建築基準法第55条第3項第2号に基づく高さ許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

議案番号	申請場所	申請者	用途
21	左京区鹿ヶ谷桜谷町1-1他	学校法人ノートルダム女学院 理事長 和田環	中学校, 高等学校

イ 審議の結果: 同意

ウ 質疑等

委員: 申請地は山に極めて接近した場所ですが、災害の観点からどのような地域になっているのでしょうか。

処分庁: 申請地東側の斜面地については、現在のところ、危険区域には指定されていません。本案件の敷地の安全性については、開発や河川整備課の方で確認をされています。

委員: 解体撤去される建物の撤去はもう終わったのですか。

処分庁: 敷地内の建物は歴史的な建物ですが、建物が傷んでおり、なかなか活用できないという実態があり、現在、敷地の西側の方から解体工事に着手されているところです。

会長: ユージニアハウスはどのような耐震改修をされるのですか。

処分庁: 外観が良い建物ですので、内部の開口部等において、壁を設置し、閉鎖されます。

会長: 他に不適合なところはないのですか。

処分庁: はい、高さについては既存不適合となっていますが、今回の用途変更における確認申請で法的な確認をされています。

委員: 延焼のおそれのある部分とはどういう意味ですか。

処分庁: 隣接して別棟の建物がある場合、2棟の中心から、1階においては3メートル、2階においては5メートルの部分について、開口部を網入りガラスにする等の燃えない措置をするもので、本件についても、該当する部分については防火改修されます。

会長: 同意でよろしいでしょうか。

各委員：はい。

[イ 京都会館再整備に係る日影許可]

ア 議案の概要

建築基準法第56条の2第1項ただし書に基づく日影許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

議案番号	申請場所	申請者	用途
22	左京区岡崎最勝寺町13番地	京都市長 門川大作	劇場，物販店舗，飲食店

イ 審議の結果：同意

ウ 質疑等

委員：本件の場合は軽微な変更で処理をしたらいいのではないですか。

処分庁：今回は時刻日影が少し伸びるため、改めて許可が必要となります。

委員：本件のような設計変更は、建築確認においてはよくあることなのですか。

処分庁：これ程の規模の建物になりますと、建物を建てていく中で詳細設計されるため、変更は有ると考えます。

委員：目隠しの変更について、機械設備機器の変更とは何から何に変更になるのですか。

処分庁：大ホールの空調関係の設備機器が設置される部分であり、内部の天井空間の変更等により体積が変更となったため、設置する設備機器を変更し、スペースを大きくしたというものです。

委員：本件については影響はあまりないですが、計画が進むにつれて、だんだん日影が大きくなるのでは、最初の設計の信用性が疑われても仕方がないと思いません。

委員：庇の高さを変更したのは、何か理由があるのですか。

処分庁：当初から庇の計画はされていたのですが、大型車両の出入りにおいて、長いものを搬入される時の作業性を考えて、少し高さを上げたいということで計画を変更されています。

会長：同意でよろしいですか。

各委員：はい。

7 閉会

京都市建築審査会
会長 高田 光雄